

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめの定義としていじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としています。この行為は、許されない行為であり、また、どの児童等も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、協力して日頃からささいな兆候を見逃さないように「早期発見」し、問題を一人で抱え込まないように学校全体で組織的に「早期対応」に取り組んでいきます。

さらに、いじめ防止のために、日頃から、道徳教育及び体験的活動の充実を図る必要があります。この活動の計画・実行を通して、生徒、保護者およびその学校の教職員に啓発を促します。また、生徒、保護者、教職員が互いに信頼をし、学校現場の構築を図って安心・安全な学校を作り、さらに集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校作りに取り組んでいきます。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ防止対策委員会」について

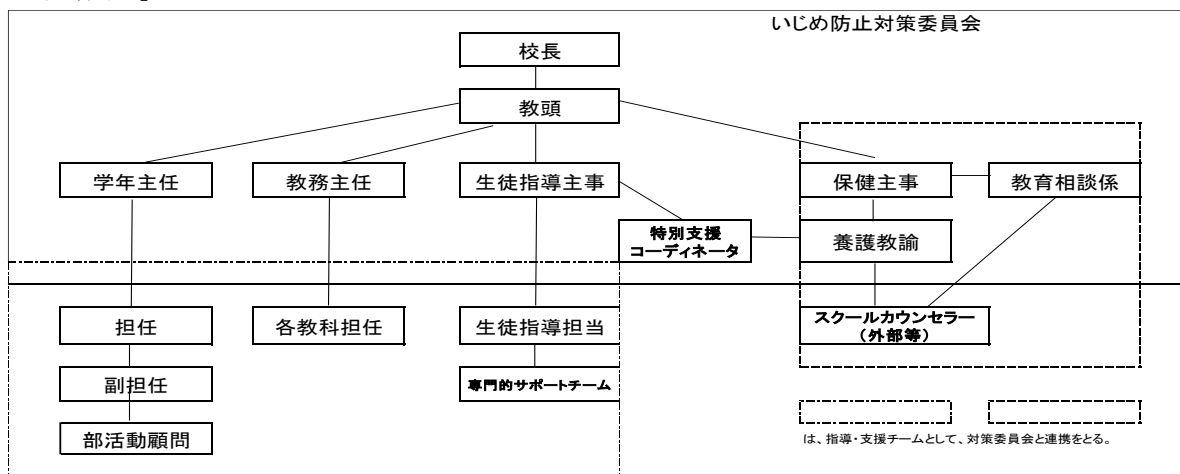
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談係  
特別支援コーディネータ、養護教諭、（スクールカウンセラー）

イ 指導・支援チーム

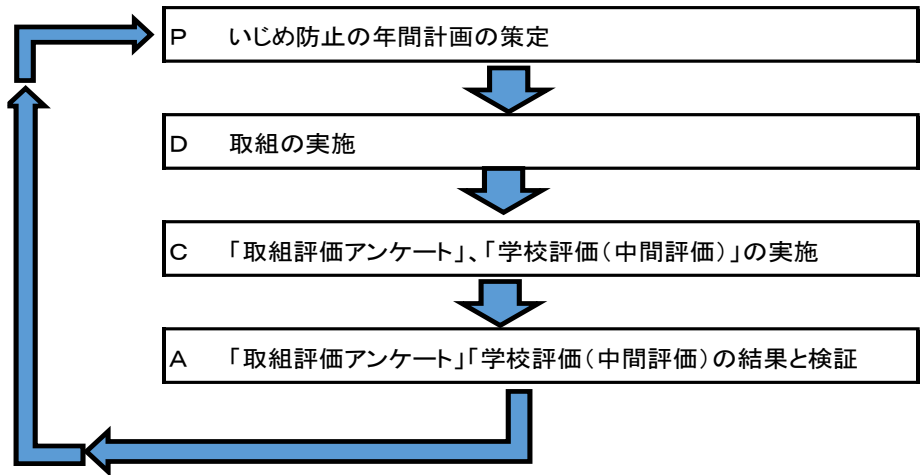
委員会は、事案に応じて適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめ防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめ等についてもその知識が豊富な教員（専門的サポートチーム）を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで、「報告・連絡・相談」を密にし、対応する。

「組織図」



(2) 「いじめ対策委員会」の役割と機能等

ア 取組の検証 (P D C A サイクル)



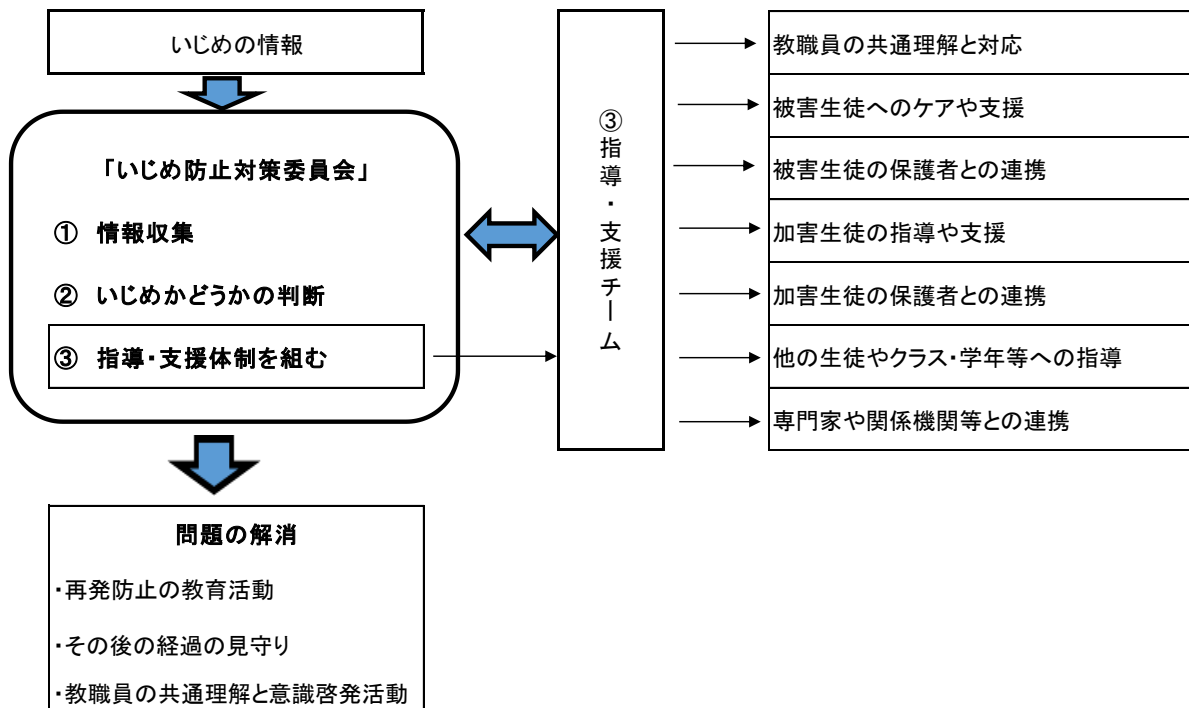
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・学年会等での「いじめ」に関する情報収集と報告会を実施し、常に「いじめ対策委員会」と連携を図る意識を持つ。
- ・「いじめ防止対策委員会」で検討した内容を職員会議等報告する。
- ・現職研修で、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やスクールカウンセラーによる講話を実施する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」、「学校関係者評価」の結果を、学校経営案及びホームページに掲載をする。

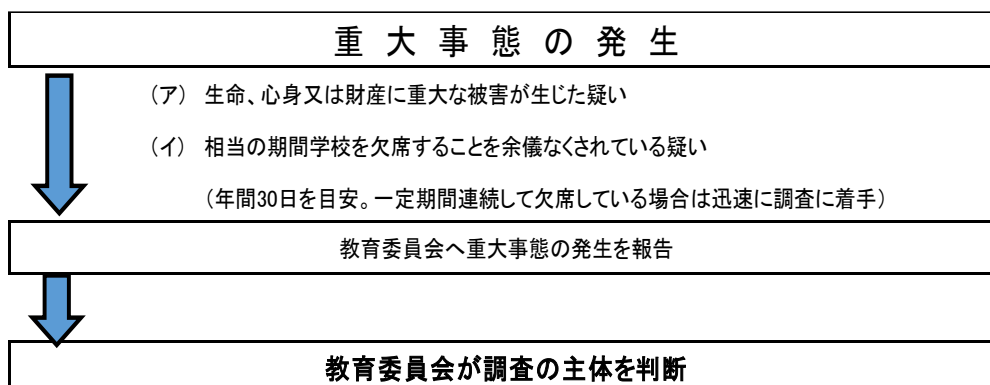
エ いじめに対する措置 (いじめ事案への対応)



## オ 重大事態への対応

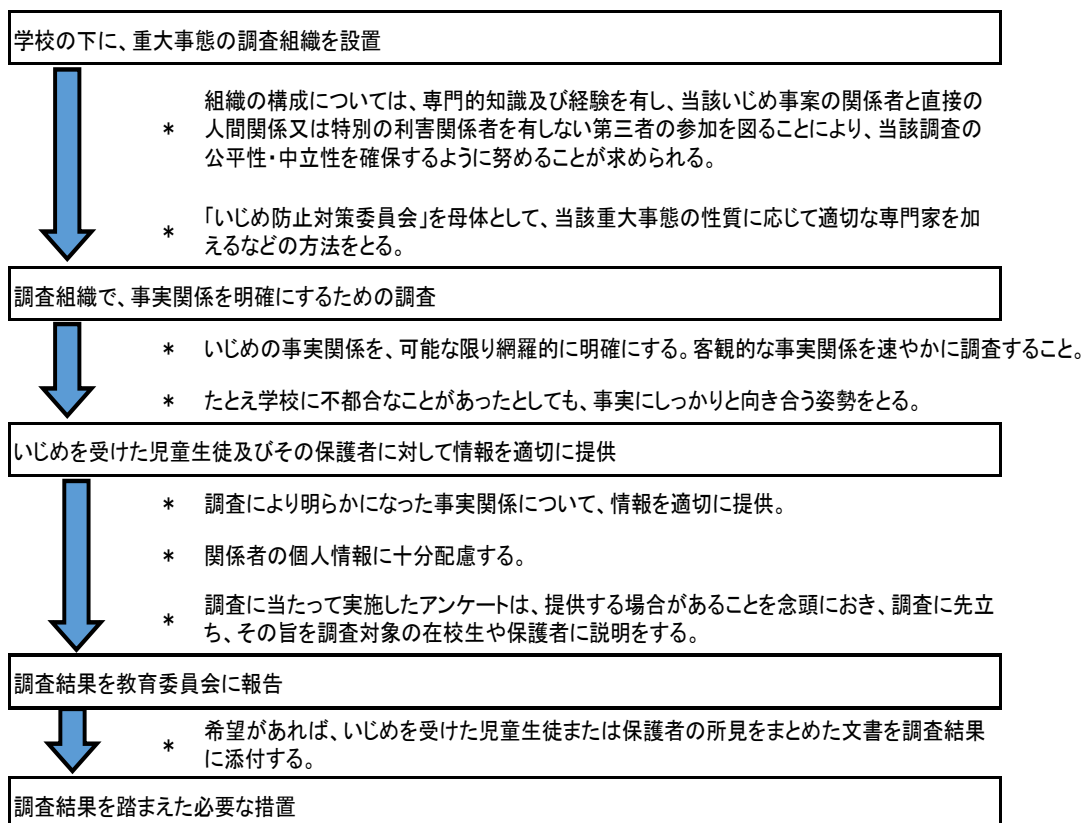
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

教育委員会と連携を密にして、適切な専門家を加えるなどとして対応する。



### 学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。



### 学校の設置者が調査主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

### 3 いじめ防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応する力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 日頃から、児童生徒とのコミュニケーションに努め、信頼関係を築く。
- エ 分かる授業づくりや授業に参加できるための授業改善に努める。
- オ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ 生徒のささいな変化などの気づいた情報を確実に共有するために、（情報に基づき）速やか「いじめ防止対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 生徒とコミュニケーションを図るうえでも、個人面談（担任面談）などを活用する。
- エ 相談箱（意見箱）を設置したりして活用する。
- オ 定期的に授業巡回・放課巡回などを実施し、生徒の様子を観察する。
- カ 定期的ないじめアンケート調査（年5回）の実施や教育相談の充実を図る。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は、いじめの対策のため「組織」が、いじめにとして対応すべき事案か否か判断する。そして母体の「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。  
ただし、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会とも連絡を取りながら、所轄警察署と相談して対処する。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考え、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- カ ネット上でのいじめへの対応については、教育委員会と相談しながら必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の推進を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ防止対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○相談室やSCの周知 保健 ○相談箱(意見箱)の周知 生徒指導 ○面談週間 全学年 ○オリエンテーション 生徒指導・保健		○いじめ防止基本方針の周知徹底	○第1回PTA理事会
5月	○モラル講話 生徒指導・全学年	○いじめアンケート 生徒指導	○アンケート結果の分析	○公開授業 ○PTA総会兼任懇談
6月	○特別支援学校講演会 1年 ○授業研究週間 教務・教科			○学校評議員・関係者評議会 ○公開授業
7月	○インターンシップ 進路・1年 ○在り方生き方講演会 教務・全学年 ○モラル講話 生徒指導・全学年	○いじめアンケート 生徒指導	○アンケート結果の分析	○保護者会 ○第2回PTA理事会
8月	○インターンシップ 進路・2年 ○グラウンド清掃 生徒会		中間評価→検証	
9月	○一斉除草 保健 ○在り方生き方講演会 教務・全学年			○第3回PTA理事会
10月	○モラル講話 生徒指導・全学年	○いじめアンケート 生徒指導	○アンケート結果の分析	
11月	○学習に関するアンケート 教務		○OSC講演会	○学校評議員・関係者評議会・公開授業 ○清掃奉仕活動
12月	○人権講話 生徒指導・全学年 ○在り方生き方講演会 教務・全学年 ○モラル講話 生徒指導・全学年	○いじめアンケート 生徒指導	○アンケート結果の分析 ○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	○保護者会
1月			○自己評価	
2月		○いじめアンケート 生徒指導	○アンケート結果の分析	○学校関係者評議会での「自己評価」の評価を実施
3月	○生徒指導講話 生徒指導・保健 1・2年 ○生徒指導講話 生徒指導・新入生		○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	